

平成19年 No.21

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

改正理由

平成19年4月1日からの事務組織の一部変更及び特別専攻科の名称変更に伴い、  
所要の改正を行うものである。

承認経過（改正後第5条及び第28条から第31条関係）

平成19年3月20日 事務協議会 審議承認

第16条の改正については、本学特別専攻科の名称変更に伴う形式的な改正である  
ため、関係審議機関には諮らず、決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年3月22日

東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

平成19年規則第3号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：平成19年4月1日からの事務組織の一部変更及び特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(課に置く室)</p> <p>第5条 1～2 [省略]</p> <p><u>3 学務課に、大学院室を置く。</u></p> <p><u>4 [省略]</u></p> <p><u>5 [省略]</u></p> <p>[省略]</p> <p>(学務課)</p> <p>第16条 学務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(15) [省略]</p> <p>(16)<u>特別支援教育特別専攻科</u> (入学者選抜試験を除く。) に関すること。</p> <p>(17)～(24) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>副課長</u>)</p> <p><u>第28条 課に、副課長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 副課長は、上司の命を受け特定の事務を処理するとともに、課長の職務を助け課の事務を整理する。</u></p> <p>(課に置く室長)</p> <p><u>第29条 課に置く室に室長を置き、副課長をもって充てる。</u></p> <p><u>第30条～第31条</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(課に置く室)</p> <p>第5条 1～2 [省略]</p> <p><u>3 [省略]</u></p> <p><u>4 [省略]</u></p> <p>[省略]</p> <p>(学務課)</p> <p>第16条 学務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(15) [省略]</p> <p>(16)<u>特殊教育特別専攻科</u> (入学者選抜試験を除く。) に関すること。</p> <p>(17)～(24) [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(<u>国際企画主幹</u>)</p> <p><u>第28条 国際課に、国際企画主幹を置く。</u></p> <p><u>2 国際企画主幹は、上司の命を受け、国際交流に関する事務を処理する。</u></p> <p>(<u>課長補佐</u>)</p> <p><u>第29条 課に、課長補佐を置くことができる。</u></p> <p><u>2 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を整理する。</u></p> <p>(課に置く室長)</p> <p><u>第30条 課に置く室に室長を置き、課長補佐をもって充てる。</u></p> <p><u>第31条～第32条</u></p>